

個人村民税について

村民税を納める人

ア 1月1日現在宜野座村に住所がある人(均等割又は均等割及び所得割)

※ただし、所得状況によるものである。

イ 村内に事業所、事務所又は家屋敷等のある人(均等割)

均等割・・・一定以上の所得を有する人に課税される税金です。

所得割・・・各個人の所得などに応じて課税される税金です。

村民税が課税されない人

ア 均等割も所得割もかからない人

①生活保護法によって生活扶助を受けている人

②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得が125万円以下であった人

③前年の合計所得金額が、次の金額以下の人

※扶養親族等のいない人・・・28万円

※扶養親族等のある人・・・28万円×(控除対象配偶者+控除対象扶養親族+年少扶養親族+1)+16万8千円

イ 所得割が課税されない人

前年の総所得金額等が、次の金額以下の人

※扶養親族等のいない人・・・35万円

※扶養親族等のある人・・・35万円×(控除対象配偶者+控除対象扶養親族+年少扶養親族+1)+32万円

申告

賦課期日(1月1日)現在宜野座村に住所がある方は、前年の所得等を原則として3月15日までに申告しなければなりません。

税額及び税率等

ア 均等割:5,000円(村民税3,500円 県民税1,500円)

イ 総合課税の所得割:村・県民税(総合課税の所得割)の税率は一律10%になります。

分離課税の所得割

土地、建物等の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得がある場合は、総合課税の所得割とは別に課税されます。

所得割の計算方法

ア 総所得金額 - 所得控除合計額 = 課税所得金額

イ 課税所得金額 × 税率 - 税額控除額 = 所得割額

①所得控除合計額とは、社会保険料控除額、生命保険料控除額、扶養控除額等の合計金額です。

②税額控除額とは、調整控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計金額です。

村・県民税申告書の提出期限は、毎年3月15日です。